国民年金保険料の納付は、口座振替が便利です

国民年金保険料の納付方法には、便利でお得な口座振替があります。
口座振替には早割という制度があり、当月分の保険料を当月末の引き落としにすると、月々60円が割引されます。
また、より割引額が多い２年前納や１年前納、６か月前納の制度もあります。
口座振替は、年金事務所、金融機関、または役場で申込みができます。

●振替方法

当月末振替（早割）・翌月末振替	いつでもお申込みができます。 ※振替開始まで最短１～２か月ほどかかります。 前納を選択する場合、年度の途中からでもまとめ払いが可能です。（当月末、翌月末振替を除く） 口座振替が開始するまでは納付書で納める必要があります。
６か月（４月～９月）前納 ６か月（10月～翌年３月）	
２年前納・１年前納	

▲日本年金機構ホームページ

申込時点の振替対象期間、割引額や必要書類など、詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

佐原年金事務所　☎54-1442
町民課　国保年金係　☎86-6071

国保加入者の皆さまへ

交通事故などの治療には必ず届け出が必要です！

CHECK!

交通事故などによる負傷は、日常生活における病気やケガとは異なり、町に届け出をしないとマイナ保険証や資格確認書を使って保険診療を受けることができません。これは、本来交通事故の加害者（相手方）が負担すべき治療費を国保が一時的に立て替え払いをする必要があるためで、後日、国保から第三者である加害者に請求することになります。

しかし、加害者から先に治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと国保での治療が受けられなくなる場合があります。ご注意ください。

警察署と町役場へ届け出を

交通事故にあったら、まず他の負傷者の救出などを行い、その後すぐ警察署に届け出ましょう。続いて、交通事故などで負傷したため保険証を使用したい旨を役場の開庁日に電話などで速やかにご連絡ください。

連絡後は、報告書（負傷（傷病）原因報告書）を提出してください。

また、概ね１か月以内に次の書類を作成して提出してください。

なお、様式については、国保年金係に備えているほか、町ホームページの国民健康保険コーナーからダウンロードして印刷することができます。

1．第三者の行為による傷病届（その１、その２）
2．念書
3．誓約書
4．交通事故証明書（物件事故扱いの場合は人身事故証明書入手不能理由書も必要）
5．事故発生状況報告書

※なお、届け出をせずに無断で保険証を使用した場合は、後日国民健康保険が負担した診療費を返金してもらうことになりますのでご注意ください。

町民課　国保年金係　☎86-6071

東庄町収税協力会連合会が解散しました

東庄町収税協力会連合会（会長：渡邊昇一氏）臨時総会が令和６年11月29日に役場多目的ホールで開催され、令和６年12月31日をもって解散することが承認されました。

収税協力会連合会は、それまでの組織であった納税貯蓄組合連合会から移行され、平成14年に設置されました。以降20年以上の長きにわたり納税意識の高揚、税知識の普及など町税収納率の向上や納期内完納の促進を目的に活動してきました。

近年は、口座振替、特別徴収、コンビニエンスストア・スマートフォンアプリでの納付など、納税環境の整備・普及により、連合会の活動目的は達成してきているとし、解散することが決まりました。

▲臨時総会の様子

町民課　賦課徴収係　☎86-6073

事業主の方へ

退職者等にかかる特別徴収額の一括徴収について

令和７年１月１日～４月30日に退職・休職した方の税額は一括徴収が義務づけられています。

地方税法第321条の５第２項のただし書きにより、特別徴収できなくなる税額は５月31日までの間に支払いをする給与または退職手当などから一括して特別徴収をしなければなりません。（一括して特別徴収すべき金額が退職手当などの金額を超える場合はこの限りではありません。）

町民課　賦課徴収係　☎86-6073

事業主の方へ

償却資産の申告は１月31日（金）が申告期限です

●償却資産の対象

会社や個人で、工場や商店、太陽光発電設備を経営し、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品などが償却資産です。これらの資産を事業用として使用している場合には、償却資産の課税対象となります。

●課税対象にならないもの

・耐用年数１年未満の資産
・取得価格が10万円未満で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
・取得価格が20万円未満で法人税法などの規定により３年以内に一括して均等償却するもの（一括償却資産）
・自動車税および軽自動車税の対象となるもの

●基準日
１月１日

●申告期限
１月31日（金）
※申告は早めに済ませましょう
※eLTAXで電子申告ができます

●注意点

所得税の確定申告と、固定資産税の償却資産申告を混同されているケースが多くあります。確定申告をしても固定資産税の償却資産では申告済みになりませんのでご注意ください。

確定申告の決算書の経費に減価償却を計上している場合は、大半が固定資産の償却資産に該当しますので償却資産の申告を忘れずにお願いします。

町民課　固定資産税係　☎86-6073

広告

信頼と実績 創業51年 土地・建物・アパート 売却物件募集中!
・建物が古くてボロボロ・荷物の整理が大変
・ローンが残ってる・相続したけどどうしよう…
査定無料・秘密厳守・相続のご相談
お気軽にお問い合わせください!
千葉県知事(14)第 4030 号 (公社)全国宅地建物取引業協会会員 (一社)千葉県宅地建物取引業協会会員
井上商事有限会社 香取市北１−13−２ 豊島ビル１階 ☎0478−79−9431

神栖・鹿島セントラル法律事務所
お気軽にご相談ください
弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃（茨城県弁護士会所属）
☎0299-91-1171
鹿島セントラルビル新館５階
〒314-0144 茨城県神栖市大野原４丁目７番11号

広告

東洋合成
千葉工場（東庄町）製造スタッフ募集中
安定の上場企業で一緒に働きませんか？
東洋合成工業株式会社
〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-22-16
ヒューリック浅草橋ビル8階 TEL:03-5822-6171
詳しくはHPへ!

セレモニーホール
愁彩苑
二木屋は地元東庄で半世紀
0120-039-544
24時間365日対応・お気軽に事前相談も